

新潟県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月1日

新潟県知事 花角 英世

### 新潟県規則第49号

新潟県財務規則の一部を改正する規則

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(証券による納付の制限)</p> <p><b>第96条</b> 会計管理者等及び指定金融機関等（以下この節において「<u>収納機関</u>」という。）は、持参人払式の小切手等（施行令第156条第1項第1号に規定する小切手等をいう。以下この項において同じ。）又は<u>収納機関を受取人とする小切手等により収入金の納付を受けた場合において、納付を受けた日に取立てができないものについては、その受領を拒むことができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(証券による納付を受けた場合の処理)</p> <p><b>第98条</b> (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、会計管理者等は、納付を受けた証券が<u>指定金融機関等に到着後、呈示期間又は有効期間の満了までに3日以上の間を有する場合は、当該証券の裏面に取扱者名を明記し、証券仕訳書を添付のうえ現金払込書により指定金融機関等に払い込むことができる。</u></p>	<p>(証券による納付の制限)</p> <p><b>第96条</b> 会計管理者等及び指定金融機関等（以下この節において「<u>収納機関</u>」という。）は、持参人払式の小切手等（施行令第156条第1項第1号に規定する小切手等をいう。以下この項において同じ。）又は<u>収納機関を受取人とする小切手等により収入金の納付を受けた場合において、<u>当該小切手等の支払場所が収納機関の所在地（県税徴収金に係るものにあつては、県内）でないもの又は納付を受けた日に取立てができないものについては、その受領を拒むことができる。</u></u></p> <p>2 (略)</p> <p>(証券による納付を受けた場合の処理)</p> <p><b>第98条</b> (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、会計管理者等は、納付を受けた証券が<u>次の各号に掲げる要件を具備する場合は、当該証券の裏面に取扱者名を明記し、証券仕訳書を添付のうえ現金払込書により指定金融機関等に払い込むことができる。</u></p> <p>(1) <u>支払場所が指定金融機関等の所在地（県税徴収金に係るものにあつては、県内）にあること。</u></p> <p>(2) <u>指定金融機関等に到達後、呈示期間又は有効期間の満了までに3日以上の間があること。</u></p>

### 附 則

この規則は、令和4年11月4日から施行する。